

定例会及び臨時会における新型コロナウイルス感染症予防対策について

○対策案

■換気の徹底

No.	項 目	対 策 案
1	議場の換気	<ul style="list-style-type: none"> ・換気設備を稼働する。 ・傍聴者出入口扉を開放する。
	フロアの通行者へのお願い	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴者出入口付近の通行者に静かに通行するよう貼り紙等により周知する。
2	計画的な休憩及び換気	<ul style="list-style-type: none"> ・50分審議+10分休憩を基本とし、休憩中は議場全ての扉を開放する。 ・一般質問の持ち時間を60分から50分へ変更し、10分程度休憩する。
3	議員控室の換気	<ul style="list-style-type: none"> ・こまめな換気に努める。

■飛沫感染の防止

No.	項 目	対 策 案
4	質問・答弁席の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・議員発言は質問席から、当局発言は演台からとする。ただし、一般質問の再質問において市長と教育長は自席で答弁する。 ・質問席と演台との間隔を200cm以上確保（現行170cm）する。
5	在席議員の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問の時に、座席1つ置きに出席するようにし、質問者が交代するたびに出席議員も入れ替わる。
6	当局説明員の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・審議等に支障のない範囲で当局説明員を調整する。
7	透明パーティションの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・演台と質問席の前に設置する。 ・議員控室に設置する。

■接触感染の防止（一部飛沫感染防止含む）

No.	項 目	対 策 案
8	入場者（議員、傍聴者、記者、職員）への手指洗浄、マスク着用、咳エチケットの徹底及び体調不良時の入場自粛	<ul style="list-style-type: none"> ・議場出入口にアルコール消毒液を設置。 ・マスクは入場者が用意し、入場前に着用、発言時もマスクを着用する。ただし、演台と質問席で発言する際は、着用しなくてもよい。 ・体調不良時は入場を自粛する。 ・傍聴席の収容人数を定員（55席）の50%以内となるよう座席を限定する。 ・貼紙による傍聴者、記者への周知。 ・ホームページによる周知。
	検温の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・議員は、当日検温を実施し、37.5度以上の場合は登庁しない。 ・傍聴者に対してサーモカメラにより検温を行い、37.5度以上の場合は退場を依頼する。
9	水差し	市長提案説明、一般質問、委員長報告では水差しを提供するが、付託では質問席と演台の水差しは提供しない。
10	議場、議員控室のドアノブ等の消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・議場等使用前と使用後にドアノブ等を消毒又は清掃する。